

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年5月15日付けで行った、重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

- (1) 請求人は、平成27年1月から重度手当を受給していたが、5年後に更新とのことで、処分庁からの通知に基づき、令和元年8月に東京都心身障害者福祉センター（以下「センター」という。）で受診したところ、同月で同手当に係る受給資格が消滅した旨の通知が9月に届いてしまった。

消滅の通知を不可解に思い、東京都福祉保健局に確認の電話をしたところ、20歳判定時の資料が全く参照されておらず、20歳から24歳までの分しか審査されていなかったことが分かり、不服申立てをしようとしたが、新規申請の方が早いと言

われ、即日、〇〇市役所〇〇課で再申請をし、新規の判定を受けたが、本件処分により、重度手当の受給資格については、認められなかった。

- (2) 請求人の状況としては、20歳時から変わっていないどころか、より一層、細かい対応が必要になっている。具体的には、以下のとおりである。

情緒不安定になった時の状態として、何か月も目を瞑って生活をする（最長9か月）。ひどいパニックや自傷、他害が頻繁になる。机や椅子を齧り歯がぐらぐらになったり、椅子を投げたり、頭を壁に打ち付けたり、常に不安定な状態になる。多動やチックがひどくなる。より一層、介護が困難になる。

このほかに、大変になったこととして、食事で2回、喉に詰めたため、特定の物しか食べられない。転居により、新しい通所施設を探すが、受け入れてもらえなかったり、受け入れてもらった所は施設に到着しても、車から何時間も降りられなかったり、トラブルが続き通所できなくなる。現在は、24時間自宅で介護である。通所、短期入所ともなかなか見つからない。病院には2か月に一度薬をもらいに行っているが、トイレにこもることが一層ひどくなり、警備員に通報されたこともある。自宅では命の危険がないように工夫して介護をしているが、夜中に電子レンジを勝手に使ったり、いろんな危険があるので、昼夜逆転時も一緒に起きている。

他害が現在ないのは、他人と接していないからであり、父親は数回受けている。行方不明にならないのは、ドアチャイムや監視カメラで対応しているためである。自傷やパニック、危険行為で大怪我をしていないのは、常に気を配り、傾向があれば力づくで止めているためである。

また、外出時は、大きいパニックやコンビニで服を脱ぐ、トイレにこもる。往来で道路に頭を打ち付ける。道路等に飛び出

しがあるので、外出時は手を繋いでいる。自宅の壁を殴る、頭を打ち付ける等がある。多動やチックもある。不潔行為として、鼻くそを家じゅうの壁に塗り付ける。火をつけないように、包丁やはさみで体に傷をつけないように、常に気を配り、勝手にいろんな物をトイレに流したり、捨てたりしないように監視している。昼夜逆転が一週間に3-4日あり。

カフェインが効きやすく、カフェインの入っている飲料を好むが、摂取すると睡眠障害を起こす。極力与えたくないが、パニックになって暴れるので、一週間で2回と決めて飲ませている。紅茶、ウーロン茶、コーヒー、コーラ等全てが影響あり、普段は麦茶や十六茶と爽健美茶だけを飲んでいる。その他、カフェインを摂取しなくても昼夜逆転がある。

書き出すとキリがない程、請求人にはいろいろなこだわりがある。

日常的に気を配っているので、大問題が出ていないだけで、決して、20歳判定時と比べて楽になった訳ではない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月13日	諮問
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）
令和3年2月24日	審議（第52回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

- (2) 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和48年8月1日付48民障福第425号民生局長決定（以下「本件要領」という。））によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい（条例1条参照）、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～2度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された」者をいうとされている（本件要領第2・3・(1)）。

そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護

者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている（本件要領第2・3・(2)）。

また、条例別表（別紙1）一の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」であるところ、本件要領第2・3・(3)によれば、これは、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にある者とされている。

- (3) さらに、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）の1によれば、本件要領第2・3・(3)・イの「適応行動面で著しい障害」とは、具体的には、（ア）問題行動（・激しい自傷、他害、器物損壊など、・著しい不潔行為（便こね、放尿等）、・異食、放火、多動を含めた危険認知不十分な行動、・激しい興奮（パニック、奇声、飛び跳ね、飛び出し等）、・日常生活に支障をきたす程のこだわり、・睡眠障害、拒食など生活習慣の著しい偏り）、（イ）精神症状（・躁鬱の波が激しい、・分裂病様の奇妙でまとまりのない行動、自発性の低下、・強迫行動のため日常生活に支障をきたす）、（ウ）難治性のてんかん、をいうとされている。

- (4) なお、本件要領及び本件通知は、いずれも条例の解釈、運用の指針として合理性を有するものと認められる。

- 2 これを本件について、以下検討する。

- (1) 本件申請書において、請求人の障害の状況は、条例別表一に該当する旨記載されているので、請求人の障害の程度が、同別表一に該当するものか否かについて、以下検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる。」（別紙2・1）との診断が、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない」（別紙2・2）との診断がなされている。

そこで、まず、請求人の知的障害についてみると、請求人は愛の手帳（2度）を所持しており、本件診断書にも「重度の知的障害を有すると認められる」と記載されていることから、請求人は、「知的障害が非常に重い」（本件要領第2・3・(3)・ア）状態にあると認められる。

しかし、知的障害の状況について、所見欄（別紙2・3）をみると、「基本的な生活行動は、食事は箸を使用。排泄はふき取りが不十分で、下着汚れあり。着脱はボタン、ファスナー可能。入浴は半介助、整容は声掛けや見守りが必要。」と記載されていることからすれば、請求人が、「必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」にあると認めることはできない（本件要領第2・3・(3)・ア）。

次に、適応行動面での障害の状況について、同所見欄（別紙2・3）をみると、「突然、服を脱いで寝転がったり、興奮することがある。その後、壁に頭を打ち付けるなど自傷に至ることもあるという。激しいものは年7～8回で、声掛けと見守りで数十分程するとおさまるとのこと。」、「令和元年12月には、興奮して父親の顔面を殴り、父が鼻出血したことがあった。年に数回は父親に殴りかかろうとすることがあるようだが、これまで実際の暴力はその1回のみである。母へ暴力をふるうこ

とはない。」及び「てんかん発作もない。」との記載があることからすると、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っているとまでは認められない（本件要領第2・3・(3)・イ）。

以上のことからすると、請求人は、本件要領第2・3・(3)のア又はイのいずれかの状態にある者とはいえ、常時複雑な介護（介護者が常に、肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護。本件要領第2・3・(2)）を必要とするような程度に至っているとまで認めることは困難であるというほかない。

したがって、請求人は、重度の知的障害を有するものの、「日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有する」（条例別表一）とは認められないとする〇〇医師の診断（別紙2）に、不合理な点は認められない。

(2) よって、請求人は、条例別表一に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記第3のことから、本件診断書の所見及び判定結果については誤りであるから、本件処分は違法、不当である旨主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされる（上記1・(1)）ところ、本件診断書に記載されている知的障害及び精神症状についての〇〇医師の所見は、請求人に対する診断及び行動観察に加えて、請求人の既往症、現病歴、身体的現症、精神的現症、問題行動及び日常行動等に関する母からの聞き取りを踏まえて述べられたものであり、専門的見地からの意見として合理性のあるものと認められる。

そして、処分庁が、本件診断書の所見及びセンター所長の判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張するような事情があったとしても、そのことをもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)